

前処理場における臭気測定調査業務委託仕様書

1 委託対象施設

- (1) 松原前処理場 たつの市揖保町東用 6 1 番地
- (2) 誉田前処理場 たつの市誉田町広山 6 7 8 番地

2 業務の内容

第 1 項に掲げる各施設の敷地境界における臭気測定調査及びそのデータ整理

3 臭気測定調査項目、調査回数、調査箇所

(1) 臭気測定調査項目は、次の (a) 及び (b) とする。

(a) 物質濃度測定

No.	項 目	No.	項 目	No.	項 目
1	アンモニア	5	二硫化メチル	9	ノルマル酪酸
2	メチルメルカプタン	6	トリメチルアミン	10	ノルマル吉草酸
3	硫化水素	7	アセトアルデヒド	11	イソ吉草酸
4	硫化メチル	8	プロピオン酸		

(b) 臭気指数測定

(2) 調査回数、調査箇所

・日中測定

5 月、8 月、11 月、2 月の晴天時に以下の地点で各 1 回行う。

松原前処理場の敷地境界の 5 地点 (別紙 1) 及び誉田前処理場の 3 地点 (別紙 2)

・夜間測定 (20 時以降)

5 月、8 月、11 月、2 月の晴天時に以下の地点で各 1 回行う。

松原前処理場の敷地境界の 3 地点 (別紙 3)

4 測定方法

特定悪臭物質の測定方法 (昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号) 並びに臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示 63 号) に基づく。

5 試料の採取

試料の採取は、次のとおりとする。

(1) 松原前処理場及び誉田前処理場の各敷地境界での臭気採取は、受託者とする。

6 報告

分析結果の報告については、当該月の翌月 15 日までに電子メールにより報告し、全分析が終了した後に、分析結果証明書及び計量証明書を製本化して 2 部提出するものとする。